

4.帳簿の整備

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する省令（帳簿関連部分抜粋）

（有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿）

第十三条の十二 有害使用済機器保管等業者（法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器保管等業者をいう。第三項において同じ。）は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

保管	一 受入れ年月日 二 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 三 搬出した場合には、搬出先ごとの搬出量と品目
処分又は再生	一 処分又は再生年月日 二 処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の持出先ごとの持出量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目

- 2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 3 有害使用済機器保管等業者は、第一項の帳簿を、次に掲げるところにより保存しなければならない。
 - 一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
 - 二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

※有害使用済機器の適正処理の観点から帳簿を作成し備え付ける。

帳簿の記載例（保管のみの場合）

①保管のみ（有害使用済機器及びその他の機器との混合状態で受入し保管・選別後出荷する場合）

受入

(H00年00月)

受入品目※1	受入年月日	受入先	受入量※2	取扱方法	備考
機器混合※3	H00.00.00	J社	00kg	保管、選別	パソコン、プリンタ、HDD
パソコン、OA機器	H00.00.00	J社	00kg	保管、選別	バッテリーを除去
エアコン	H00.00.00	K社	00kg	保管	
機器混合	H00.00.00	K社	00kg	保管、選別	バッテリーを除去 パソコン、プリンタ、HDD
...		
...		
合計			00kg		

搬出

(H00年00月)

搬出品目※1	搬出先	搬出年月日	搬出量※2	備考
小型家電	A社	H00.00.00	00kg	
パソコン	I社	H00.00.00	00kg	
エアコン	U社	H00.00.00	00kg	
業務用機器	E社	H00.00.00	00kg	
バッテリー	O社	H00.00.00	00kg	
...	
...	
合計			00kg	

※1: 入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※2: 受入量について、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

※3: 有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他スクラップが混合した貨物の双方のケースが考えられます。

帳簿の記載例（保管及び処分・再生を行う場合）

②保管及び処分・再生（有害使用済機器及び他の機器の混合物を受入し、破砕等処理後持ち出す場合）

受入

(H00年00月)

受入品目 ^{※1}	受入年月日	受入先	受入量 ^{※2}	処分(再生)年月日	処分(再生)方法	備考
混合 ^{※1}	H00.00.00	E社	00kg	H00.00.00	保管、破砕	パソコン
パソコン、プリンター	H00.00.00	F社	00kg	H00.00.00	保管、解体、破砕	バッテリーを除去
エアコン	H00.00.00	F社	00kg	H00.00.00	保管、破砕	
混合	H00.00.00	E社	00kg	H00.00.00	保管、破砕	バッテリー、蛍光管を除去
...			
...			
合計			00kg			

搬出

(H00年00月)

持出品目 ^{※1}	持出先	持出年月日	持出量 ^{※2}	備考
基板	カ社	H00.00.00	500kg	
アルミ	キ社	H00.00.00	00kg	
銅	キ社	H00.00.00	500kg	
鉄	キ社	H00.00.00	00kg	
ダスト	ク社	H00.00.00	00kg	廃棄物として処理委託
バッテリー	ケ社	H00.00.00	10,000kg	廃棄物として処理委託
蛍光管	コ社	H00.00.00	00kg	廃棄物として処理委託
...	
合計			00kg	

※1：入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※2：受入量について、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

※3：有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他スクラップが混合した貨物の双方のケースが考えられます。